平成２２年（フ）第７０号
大分市大字奥田744番地の１、住民票上の住所大分市大字駄原2881番地の106アイデアルハイツ203
債務者　小島　正吉
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第９８号
札幌市手稲区富丘１条５丁目15番27号
債務者　福崎　雅樹
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口晃太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７９８号
岐阜市柳津町本郷３丁目97番地、住民票上の住所岐阜県羽島郡笠松町新町６番地
債務者　河合　　豊
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**鍬**口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７９９号
岐阜市柳津町本郷３丁目97番地、住民票上の住所岐阜県羽島郡笠松町新町６番地
債務者　河合　正子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**鍬**口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
新庄市東谷地田町10番地の６、前住所山形県最上郡戸沢村大字角川244番２号地
債務者　齋藤　　淳
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　三之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字根堀坂610番地６
債務者　前川まき子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６０号
岩手県久慈市長内町第36地割６番地12　11号、旧住所盛岡市西青山１丁目14番８号
債務者　小笠原英信
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７１号
盛岡市上飯岡１地割14番地29
債務者　伊藤　智明
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７２号
盛岡市上飯岡１地割14番地29
債務者　伊藤　美雪
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６１２号
埼玉県八潮市大字木曽根942番地４
債務者　須田稚佳子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
埼玉県越谷市東大沢４丁目14番地５　パルパステル302号
債務者　國川富士男
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区25棟506号
債務者　岩瀬　貴久
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区25棟506号
債務者　岩瀬　久美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
埼玉県八潮市大字西袋574番地　プロスベール３号室
債務者　西山　麻衣（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
埼玉県吉川市木売３丁目３番地５コーポサンライトＤ―101号、旧住所東京都江戸川区中葛西５丁目９番６号ヴィブレ中葛西105
債務者　高橋　章三
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目123番地５
債務者　佐々木由紀
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２８５号
新潟県柏崎市宝町３番16―102号　ＤＵＫＥ　ＨＯＭＥＳＴＩ
債務者　和田　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係